

答弁書第八〇号

内閣参質一八三第八〇号

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平 田 健 二 殿

参議院議員有田芳生君提出安倍首相の所信表明演説において日朝国交正常化に触れない理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出安倍首相の所信表明演説において日朝国交正常化に触れない理由に関する  
質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十五年四月十二日内閣参質一八三第六九号）でお答えしたとおり、御指摘の所信表明演説の内容については、内外の諸情勢等を勘案し、本年一月二十四日の臨時閣議で検討を行った上で、同月二十八日の臨時閣議で最終的に内閣として決定したものである。政府部内の検討過程において勘案した事柄の詳細を具体的にお答えすることは、当該検討過程における率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたものであり、「認識を問うているのに形式でもって峻拒する」及び「抽象的形式的言辞」との御指摘は当たらないと考える。いずれにせよ、北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を実現するというものであるが、そのためには、まずは北朝鮮がこうした諸懸案の包括的な解決に向けて具体的行動をとることが必要であると考えている。

